

債券内容説明書
令和6年2月9日現在

第167回
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券
(サステナビリティボンド)

証券情報の部



独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構

1. 本「債券内容説明書証券情報の部」（以下「本説明書証券情報の部」という。）において記載する「第 167 回 鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券（サステナビリティボンド）」（以下「本債券」という。）は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成 14 年法律第 180 号。以下「機構法」という。）第 19 条に基づき、国土交通大臣の認可を受けて、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）が発行する債券です。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券です。
3. 本説明書証券情報の部と同時に投資家に交付された「債券内容説明書法人情報の部」（以下「本説明書法人情報の部」といい、本説明書証券情報の部とあわせて、以下「本説明書」という。）は、本債券の発行者である当機構の詳細について記載し、本説明書証券情報の部と一体をなします。本説明書法人情報の部には、当機構の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項を令和 5 年 8 月 17 日時点以前の情報に基づき記載しています。本債券への投資判断にあたっては、本説明書法人情報の部も併せてご覧下さい。
4. 本債券については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 3 条により同法第 2 章の規定が適用されず、従って、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われておりません。本説明書は、本債券に対する投資家の投資判断に資するために、当機構の事業等について、並びに当機構の前身である日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）及び運輸施設整備事業団（以下「旧事業団」という。）に関してそれぞれ日本鉄道建設公団法（昭和 39 年法律第 3 号）及び運輸施設整備事業団法（平成 9 年法律第 83 号）の規定等に基づき作成された財務諸表、附属明細書、事業報告書等の既存の開示資料を抜粋又は要約して当機構が任意に作成したものであり、金融商品取引法第 13 条第 1 項に基づく目論見書ではありません。また、本説明書法人情報の部中の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に規定される監査証明は受けておりません。
なお、その他本債券の詳細については、発行要項を併せてご覧下さい。
5. 当機構の財務諸表は、「中央省庁等改革基本法」（平成 10 年法律第 103 号）第 38 条第 3 号及び「独立行政法人通則法」（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 37 条により原則として企業会計原則に基づき処理されるとともに、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会）、機構法、国土交通大臣の認可を受けて定めた「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構業務方法書」及び同大臣への届出が義務付けられている「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構会計規程」等に準拠して作成されます。
また、当機構の財務諸表は、通則法第 38 条第 1 項及び第 2 項により、毎事業年度の終了後 3 月以内に、監査報告及び会計監査報告を添付した財務諸表を国土交通大臣に提出してその承認を受けなければならないとされております。
6. 当機構は、特殊法人等改革基本法（平成 13 年法律第 58 号）及び特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）に基づき、旧公団及び旧事業団の業務を承継する独立行政法人として設立されました。機構法附則第 2 条及び第 3 条により、機構の成立の時ににおいて解散した旧公団及び旧事業団の一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、当機構が承継しております。

本説明書に関する連絡場所

横浜市中区本町六丁目 50 番地 1 横浜アイランドタワー

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 経理資金部資金企画課

電話番号 045 (222) 9040

目 次

証券情報の部

第1 募集要項

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1. 新規発行債券 | 1 |
| 2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託 | 5 |
| 3. 本債券の発行により調達する資金の使途 | 6 |

第2 参照情報

- | | |
|--------------------------|----|
| 1. 参照書類 | 8 |
| 2. 参照書類の補完情報 | 8 |
| 3. 参照書類を縦覧に供している場所 | 25 |

第1 募集要項

1. 新規発行債券

銘 柄	第 167 回鉄道建設・運輸施設 整備支援機構債券 (サステナビリティボンド)	債 券 の 総 額	金 10,000,000,000 円
社債、株式等の 振替に関する 法 律 の 適 用	本債券は、社債、株式等の振替に 関する法律（平成 13 年法律第 75 号）の規定の適用を受けるものと する。	発 行 価 額 の 総 額	金 10,000,000,000 円
各 債 券 の 金 額	1,000 万円	申 込 期 間	令和 6 年 2 月 9 日
発 行 価 格	各債券の金額 100 円につき金 100 円	申 込 証 拠 金	各債券の金額 100 円につき金 100 円 とし、払込期日に払込金に振替充当 する。 申込証拠金には、利息を付けない。
利 率	年 0.796 パーセント	払 込 期 日	令和 6 年 2 月 28 日
利 払 日	毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日	申 込 取 扱 場 所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償 還 期 限	令和 15 年 12 月 20 日	振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
募 集 の 方 法	一般募集		
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、令和 6 年 6 月 20 日を 第 1 回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日の 2 回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 (2) 発行日の翌日から令和 6 年 6 月 20 日までの期間につき利息を計算するとき及び償還 の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算 する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り 上げる。 (4) 償還期日後は、利息をつけない。		
償 還 の 方 法	1. 償還金額 各債券の金額 100 円につき金 100 円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、令和 15 年 12 月 20 日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。		
担 保	本債券の債権者は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の定めるところによ り、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）の財産につ いて、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財 務 上 の 特 約	担保提供制限	該当条項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当条項なし	

摘 要	1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付 (1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。） 本債券について、当機構は R&I から AA+ の信用格付を令和 6 年 2 月 9 日付で取得している。 R&I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対する R&I の意見である。R&I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。 R&I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。 利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったと R&I が判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。 一般に投資に当たって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。 本債券の申込期間中に本債券に関して R&I が公表する情報へのリンク先は、R&I のホームページ (https://www.r-i.co.jp/rating/index.html) の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。 R&I: 電話番号 03-6273-7471 (2) ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。） 本債券について、当機構はムーディーズから A 1 の信用格付を令和 6 年 2 月 9 日付で取得している。 ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行っていない。 発行体又は債務の信用リスクは、発行体から入手した情報、又は公開情報に基づき評価される。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、すべての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認することはできない。ムーディーズは、必要と判断した場合に本格付を変更することがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、本格付を取り下げることがある。 本債券の申込期間中に本債券に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ (https://www.moodys.com/pages/default.ja.aspx) の「当社格付に関する情報」の「レポート」コーナーの「プレスリリース - ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「レポート」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。 ムーディーズ: 電話番号 03-5408-4100
------------	--

摘 要	2. 募集の受託会社 (1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社みずほ銀行とする。 (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限及び義務を有する。 (3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに当機構及び募集の受託会社との間の令和6年2月9日付第167回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券（サステナビリティボンド）募集委託契約証書（以下「募集委託契約」という。）に定める職務を行う。 (4) 本債券の債権者は、募集委託契約に定める募集の受託会社の権限及び義務に関するすべての規定の利益並びに募集の受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。 3. 期限の利益喪失に関する特約 当機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。 (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。 (2) 当機構が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をすることができないとき。又は、当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、契約上定められた保証債務を履行すべき期間の最終日から5営業日以内にその履行がされないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が30億円を超えない場合は、この限りでない。 (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継する法令が公布されていないとき。 (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。 4. 期限の利益喪失の公告 前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本欄第5項(2)に定める方法により公告する。 5. 公告の方法 (1) 本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。 (2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪府で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。 6. 債券原簿の公示 当機構は、その本社に債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。 7. 本要項の変更 (1) 当機構は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、本要項を変更することができる。 (2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。ただし、当機構と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。 8. 本債券の債権者集会 (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。 (2) 債権者集会は、東京都において行う。 (3) 債権者集会は、当機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。
------------	--

摘 要	(4) 本債券総額（償還済みの額を除く。また、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の 10 分の 1 以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。 (5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。 (6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。 (7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の 5 分の 1 以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の 3 分の 2 以上の議決権を有する者の同意がなければならない。 (8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。 ①債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は本要項の定め違反するとき ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき ③決議が著しく不公正であるとき ④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき (9) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べるることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。 (10) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対して効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。 (11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は当機構と募集の受託会社が協議して定め、本欄第 5 項(2)に定める方法により公告する。 (12) 本項の手續に要する合理的な費用は、当機構の負担とする。 9. 募集の受託会社への事業概況等の報告 (1) 当機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。 (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当機構の内部規則その他の定め反しない範囲において、当機構に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。
------------	---

2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託

債券の引受	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
	大和証券株式会社 S M B C 日興証券株式会社 三菱U F J モルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 東京都千代田区大手町一丁目 9 番 2 号	百万円 4,000 3,000 3,000	1. 引受人は、 本債券の全 額につき、 共同して買 取引受を行 う。 2. 本債券の引 受 手 数 料 は、総 額 3,000 万円 とする。
	計		10,000	
	債券発行事務の受託			
債券発行事務 受託会社の名称	住 所			
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 5 号			

3. 本債券の発行により調達する資金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
10,000,000,000 円	35,633,032 円	9,964,366,968 円

(2) 手取金の使途

上記の手取概算額 9,964,366,968 円は、令和 6 年 3 月までに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第 13 条第 1 項第 6 号及び第 11 号の業務に充当する予定です。

当機構は、サステナビリティファイナンスを行うために、以下の基準等に則したサステナビリティファイナンス・フレームワークを策定しました。当機構のサステナビリティファイナンスは、環境（グリーン）性と社会（ソーシャル）性の両方への貢献、債券発行（ボンド）や市中借入（ローン）などを内包した資金調達手段です。

- ・「気候ボンド基準 3.0 版（Climate Bond Standard (Version3.0)）、陸上交通基準 2 版」：国際 NGO である気候ボンドイニシアチブ（以下「CBI」という。）策定
- ・「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2021」、「ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）2021」、「サステナビリティボンド・ガイドライン（Sustainability Bond Guidelines）2021」：国際資本市場協会（ICMA）策定
- ・「グリーンボンドガイドライン 2022 年版」：環境省策定
- ・「グリーンローン原則（Green Loan Principles）2021」：英国のローン・マーケット・アソシエーション（Loan Market Association）、アジア太平洋地域のアジア・パシフィック・ローン・マーケット・アソシエーション（Asia Pacific Loan Market Association）及びローン債権市場協会策定
- ・「ソーシャルボンドガイドライン 2021 年版」：金融庁策定
- ・「グリーンローンガイドライン 2022 年版」：環境省策定

<サステナビリティファイナンス・フレームワーク>

① 調達資金の使途

- ・サステナビリティファイナンスにて調達した資金は、「鉄道建設プロジェクト（建設勘定）」、「船舶共有建造プロジェクト（海事勘定）」の建設/建造資金または借換資金に充当されます。
- ・両プロジェクトを通じて、下記の国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します。

鉄道建設プロジェクトが貢献する目標

- 3. すべての人に健康と福祉を
- 7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに
- 8. 働きがいも経済成長も
- 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 11. 住み続けられるまちづくりを
- 12. つくる責任つかう責任
- 13. 気候変動に具体的な対策を
- 15. 陸の豊かさも守ろう

船舶共有建造プロジェクトが貢献する目標

- 8. 働きがいも経済成長も
- 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 11. 住み続けられるまちづくりを
- 13. 気候変動に具体的な対策を
- 14. 海の豊かさを守ろう

② プロジェクトの評価と選定のプロセス

- ・ 当機構が実施するプロジェクトについては、国土交通政策の一部として環境面を含む専門的知見のある外部機関が関与する等して評価・選定されております。
- ・ また環境改善効果（CO2 削減等）の観点からのプロジェクトの検討は、当機構の各事業部が実施しております。

③ 調達資金の管理

- ・ 調達資金の経理区分や資金使途の適切性は会計検査院の検査や業務監査、監査法人の会計監査などにより常時点検・確認されており、調達資金の管理の適切性は確保されております。
- ・ 当機構では業務に応じ5つの勘定による区分経理を実施しております。また各プロジェクト単位で個別の資金管理を実施している為、調達資金が他のプロジェクトに充当されることはありません。

④ レポーティング

- ・ 毎年度、当機構 HP 掲載の事業報告書等で各プロジェクト毎の支出状況等を開示しております。
- ・ 加えて、環境的・社会的便益や調達資金の充当状況については、当機構 HP で年1回程度、開示予定です。

サステナビリティファイナンスに対する第三者評価として、DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社より、「サステナビリティファイナンス適格性検証報告書」を取得しております。当該報告書において、当機構のサステナビリティファイナンスが前述の基準等に適合する旨確認されております。

また、当機構のサステナビリティファイナンス・フレームワークによるサステナビリティボンドについては、アジアで初めて CBI からのプログラム認証を取得しております。

第2 参照情報

1. 参照書類

当機構の経理の状況等、その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、本説明書法人情報の部（令和5年8月17日現在）をご参照下さい。

2. 参照書類の補完情報

（Ⅰ）「事業等のリスク」について

本債券の発行者である当機構の詳細について記載し、本説明書証券情報の部と一体をなす本説明書法人情報の部（令和5年8月17日現在）に記載の「事業等のリスク」について、本説明書証券情報の部作成日（令和6年2月9日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。また、本説明書法人情報の部には、将来に関する事項が記載されておりますが、本説明書証券情報の部作成日（令和6年2月9日）現在においてもその判断に変更はありません。

（Ⅱ）その他

上記「（Ⅰ）「事業等のリスク」について」のほか、本説明書法人情報の部（令和5年8月17日現在）につき、本説明書証券情報の部作成日（令和6年2月9日）までの間において変更が生じた事項を以下に一括して記載いたします（変更箇所は下線で示しております。）。

第1 法人の概況

2. 沿革

年 月	事 項
	運輸施設整備事業団 日本鉄道建設公団 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
昭和34年 6月	国内旅客船公団設立
昭和36年 4月	国内旅客船公団が、特定船舶整備公団と改称
昭和39年 3月	日本鉄道建設公団設立
昭和41年 12月	特定船舶整備公団が、船舶整備公団と改称
昭和45年 5月	日本鉄道建設公団に、新幹線鉄道の建設業務追加
同年 7月	本州四国連絡橋公団の設立に伴い、本四淡路線及び本四備讃線の調査業務移管
昭和47年 6月	日本鉄道建設公団に、民鉄線の建設及び大改良業務を追加
昭和53年 12月	特定船舶製造業安定事業協会設立
昭和57年 11月	上越新幹線（大宮・新潟間）開業
昭和62年 4月	国鉄改革に伴い、国鉄分割民営化（JRグループ設立） 日本国有鉄道清算事業団設立 新幹線鉄道保有機構設立
同年 9月	新幹線鉄道の建設事業を日本鉄道建設公団が承継
昭和63年 3月	津軽海峡線（青函トンネル）開業
平成元年 7月	特定船舶製造業安定事業協会が、造船業基盤整備事業協会と改称
平成3年 10月	新幹線鉄道保有機構の業務を引き継ぎ、鉄道整備基金設立
平成9年 10月	鉄道整備基金と船舶整備公団が統合し、運輸施設整備事業団設立
	北陸新幹線（高崎・長野間）開業
平成10年 10月	解散した日本国有鉄道清算事業団の業務を、日本鉄道建設公団が承継 国鉄清算事業本部を設置
平成13年 3月	解散した造船業基盤整備事業協会の業務の一部を、運輸施設整備事業団が承継
同年 12月	特殊法人等整理合理化計画により、日本鉄道建設公団と運輸施設整備事業団が統合し、 独立行政法人となることが閣議決定
平成14年 12月	東北新幹線（盛岡・八戸間）開業
平成15年 10月	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（鉄道・運輸機構）設立
平成16年 3月	九州新幹線（新八代・鹿児島中央間）開業
平成22年 12月	東北新幹線（八戸・新青森間）開業
平成23年 3月	九州新幹線（博多・新八代間）開業
平成27年 3月	北陸新幹線（長野・金沢間）開業
平成28年 3月	北海道新幹線（新青森・新函館北斗間）開業
令和元年 11月	<u>神奈川東部方面線（相鉄・JR直通線）開業</u>
令和4年 9月	九州新幹線（武雄温泉・長崎間）開業
令和5年 3月	<u>神奈川東部方面線（相鉄・東急直通線）開業</u>

3. 事業の内容

(2) 資本金の構成

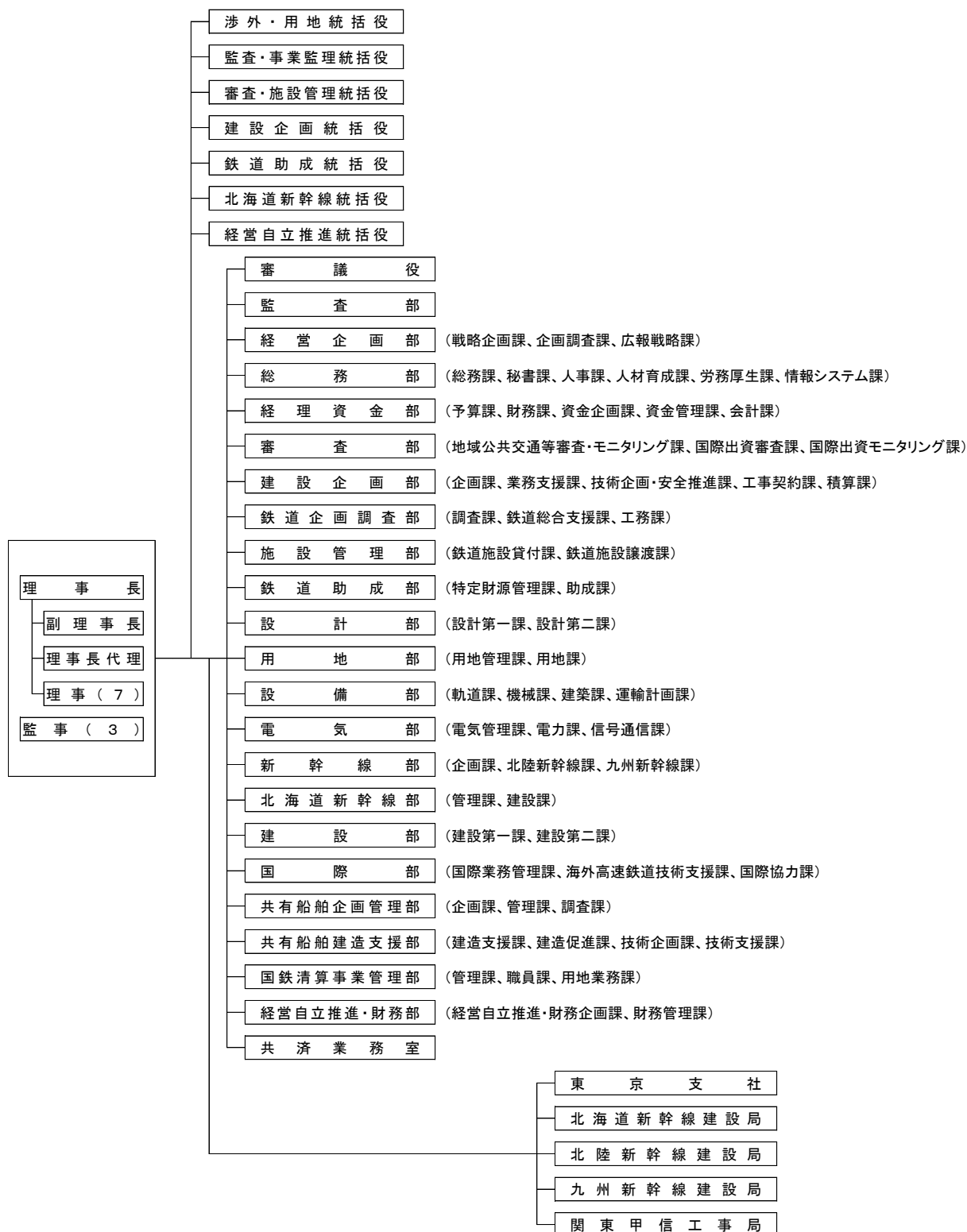
当機構の資本金は1,153億3,734万2,338円（令和6年2月9日現在）であり、全額が政府出資金です。各勘定の構成は以下の通りです。

（内訳）

	（単位：百万円）
建設勘定	51,676
海事勘定	63,567
地域公共交通等勘定	-
助成勘定	95
特例業務勘定	-
資本合計	115,337

(3) 組織図（令和 6 年 2 月 9 日現在）

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構組織図



(6) 当機構の業務内容について

⑥ 鉄道助成業務

(略)

(ウ) 低利資金の融通又は無利子での貸付

(略)

貸付金については、東京メトロは平成 26 年 3 月をもって完済され、旧公団（建設勘定）は令和 6 年 2 月 9 日現在残高が 5,944 百万円です（旧公団・旧事業団から当機構への移行・統合に伴い、無利子貸付は助成勘定と建設勘定間の事業資金の繰入・繰戻の形で行われております。）。

(エ) 財政融資資金を活用した資金の貸付等

・「未来への投資を実現する経済対策」（平成 28 年 8 月 2 日閣議決定）により、東海旅客鉄道株式会社（以下「JR 東海」という。）が行うリニア中央新幹線の全線開業を最大 8 年間前倒しすることとされたことを受け、平成 28 年度より、財政融資資金を借入れ、JR 東海に対し建設資金の一部貸し付けを行いました。貸付金残高は、令和 6 年 2 月 9 日現在 30,000 億円です。

(オ) JR2 島会社からの長期借入金の借入れ

・日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部改正により、JR2 島会社の経営の下支え措置として長期借入金の借入れを行いました。借入金残高は、令和 6 年 2 月 9 日現在 4,170 億円です。

4. 新幹線建設について

(1) 整備新幹線建設計画について

(略)

その後、平成 27 年 3 月には北陸新幹線（長野・金沢間）、平成 28 年 3 月には北海道新幹線（新青森・新函館北斗間）が開業しました。北陸新幹線（金沢・敦賀間）については、令和 6 年 3 月 16 日の完成・開業予定に向けて、工事を進めております。また、九州新幹線（武雄温泉・長崎間）については、令和 4 年 9 月 23 日に開業いたしました。

(略)

6. 鉄道建設業務等の概要について

(1) 整備新幹線の建設

現在、北海道新幹線（新青森・新函館北斗間）、北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）、北陸新幹線（金沢・敦賀間）及び九州新幹線（武雄温泉・長崎間）の 3 線 4 区間の建設を行っています。

令和 5 年度は、北海道新幹線の新青森・新函館北斗間（工事延長 148.3km）については、青函共用走行区間における高速走行に向けた工事を行います。また新函館北斗・札幌間（工事延長 211.9km）については、渡島トンネル、羊蹄トンネル及び札幌トンネル等の土木工事を行います。また、昨年度に引き続き、用地取得や調査・設計を進めます。

北陸新幹線の金沢・敦賀間（工事延長 114.6km）については、令和 5 年 12 月 10 日に西日本旅客鉄道株式会社へ管理仮引継ぎを終えており、今後は開業に支障のない高架下整備などの施工を進めていきます。

九州新幹線の武雄温泉・長崎間（工事延長 67.0km）については、令和 4 年 9 月 23 日に開業しました。環境対策や高架下整備などを進めてまいります。

整備新幹線建設推進高度化等事業については、整備新幹線の環境影響評価、工事を円滑に実施するための経済設計調査、設計・施工法等調査、及び貨物列車走行調査を実施します。なお、令和 5 年度においては北陸新幹線の施工上の課題の解決や実現可能な駅・ルートの検討のため、従来、工事実施計画の認可後に行っていた調査も含め、用地確保に向けた調査、発生土の処理に向けた検討、地下水への影響確認、駅の位置や工法の検討に必要な調査等を先行的・集中的に行う、北陸新幹線事業推進調査が新設されました。

（単位：百万円）

線 名・区 間	工事延 長	令和 3 年度 実施額	令和 4 年度 実施額	令和 5 年度 事業費	完成予定 又は完成年	鉄道事業者又 は軌道経営者
北海道新幹線 新青森・新函館北斗 間	148.3	—	—	65	青 函 共 用 走 行 区 間 に お ける 所 要 の 高 速 走 行 開 始 後 に 実 施 予 定 の 明 か り 区 間 に 係 る 環 境 対 策 等 の 残 工 事 に 着 手 し て か ら 概 ね 3 年 後 (平成 28 年 3 月 26 日 開 業)	北海道旅客鉄 道株式会社
新函館北斗・札幌間	211.9	100,304	139,910	170,000	新青森・新函 館 北 斗 間 の 開 業 か ら 概 ね 20 年 後 ^(注 4)	
北陸新幹線 金沢・敦賀間	114.6	249,844	139,975	13,965	令和 9 年度末 (令和 6 年 3 月 16 日 開 業 予定)	西日本旅客鉄 道株式会社
九州新幹線 武雄温泉・長崎間	67.0	56,303	26,058	9,970	令和 7 年度末 (令和 4 年 9 月 23 日 開 業)	九州旅客鉄道 株式会社
着工区間計 (注 2) (3 線 4 区間)	541.8	406,452	306,585	194,000		
建設推進高度化等事業		1,675	1,492	1,538		
合 計		408,127	308,077	195,538		

(注 1) 令和 3 年度実施額及び令和 4 年度実施額は決算額、令和 5 年度事業費は年度初の事業計画額としております。

(注 2) 上表「着工区間計」の路線・区間数及び建設延長については、令和 5 年度事業費が計上されている路線の合計としております。

(注 3) 完成予定は平成 27 年 1 月 14 日の政府・与党申合せにおいて、沿線地方公共団体の最大限の取組を前提に前倒しを図ることとされました。

北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）：平成 47 年度（令和 17 年度）から 5 年前倒しし、平成 42 年度末（令和 12 年度）の完成・開業を目指します。

(5) 受託事業

令和 5 年度も引き続き、地方公共団体や鉄道事業者等からの委託に基づき、建設工事及び調査設計業務を行います。
また、令和 5 年 11 月からは大井川鐵道大井川本線の災害復旧に係る技術協力支援業務を行います。

7. 資金調達の概要

(2) 国内債券

③特例業務勘定

(単位：百万円)

借入先	区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
鉄道建設・運輸施設整備支援機構 債券	調達額	—	—	—
	償還額	—	—	22,000
	期末残高	73,000	73,000	51,000
鉄道建設・運輸施設整備支援機構 特別債券	調達額	—	—	—
	償還額	—	—	—
	期末残高	360,000	360,000	360,000

第2 事業の状況

2. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

(5) 広報

業務の透明性を確保するため、ホームページや広報誌等の媒体を活用して総合的かつ適切な広報・情報提供に努め、業務の実施状況等に関する情報の公表を行っております。

① 財務諸表等の公開

財務諸表等において、当機構に関する省令（平成15年国土交通省令第102号）第9条に基づき、勘定区分による各事業の経営成績を明らかにし、さらにセグメント情報を開示いたします。また、評価及び監査に関する事項として、年度業務実績評価、監査報告、会計監査報告及び会計検査院検査報告等についても、財務諸表等と併せて、各事務所に備え置き一般の閲覧に供するほか、ホームページに掲載し情報提供を行っております。

② 業務実績等報告書の公開

通則法に基づき、国土交通大臣より指示された中期目標を達成するための中期計画及び実施するための年度計画の実施状況について、業務実績等報告書を作成し公開しております。業務実績等報告書については、各事務所に備えて置き一般の閲覧に供するほか、ホームページに掲載し情報提供を行っております。

③ 各種メディアによる情報発信

上記①及び②のほか、当機構はソーシャルメディア、広報誌、パンフレット等の媒体により積極的な情報発信に努めております。

ソーシャルメディアとしては、YouTube、X及びInstagramにおいて公式アカウントを開設し、鉄道建設や船舶共有建造に関する動画や写真等の視覚情報を用いた、一般の方々に興味関心を持ってもらえるような情報発信に努めております。

（公式YouTubeチャンネル https://www.youtube.com/c/jrtt_official）

（公式Xアカウント https://twitter.com/JRTT_PR）

（公式Instagramアカウント https://www.instagram.com/jrtt_pr）

また、季刊発行の広報誌や各種パンフレットにより、当機構が果たす役割や業務に対する国民の理解を促進するため、読み手にとって分かり易い情報発信も行っております。

（機構HP 広報誌 https://www.jrtt.go.jp/corporate/public_relations/magazine/）

（機構HP パンフレット類 https://www.jrtt.go.jp/corporate/public_relations/pamphlet.html）

6. 研究開発活動

(3) 学会等の受賞実績

当機構及びその前身たる旧公団における受賞の主なものは、次の通りです。

路線名	受賞年	学会名	賞種別	受賞業績名
(略)				
神奈川東部方面線	令和元年	土木学会	技術賞（Ⅱグループ）	神奈川東部方面線（相鉄・JR直通線）の建設－既存ストックの有効活用を目指した都市鉄道等利便増進法に基づく「速達性向上事業」の適用第1号案件－
			技術賞（Ⅰグループ）	駅前交差点直下における大規模アンダーパニング技術と工程短縮に向けた取り組み－相鉄東急直通線新横浜駅地下鉄交差点部土木工事－

路線名	受賞年	学会名	賞種別	受賞業績名
	令和2年	土木学会	技術賞（Ⅰグループ）	場所打ちライニングとセグメントを随時切替可能な覆工切替式シールド機による経済的なトンネル施工の実現―神奈川東部方面線、羽沢トンネル―
		鉄道建築協会	協会賞作品部門（入選）	相鉄・JR直通線、羽沢横浜国大駅
神奈川東部方面線	令和4年	日本建設業協会	土木賞	相鉄東急直通線新横浜駅地下鉄交差部土木工事
		土木学会	技術賞（Ⅰグループ）	角型エレメント推進工法による鉄道駅部大断面トンネルの構築（相鉄・東急直通線、綱島トンネル）
		土木学会	技術賞（Ⅰグループ）	鉄道営業線高架橋の縦断的なアンダーパニングを伴う建設―相鉄・東急直通線日吉駅付近工事―
	令和5年	<u>国土交通大臣表彰</u>	<u>国土開発技術省優秀賞</u>	<u>地下水対応型接手を用いた外殻先行型トンネル構築工法</u>
		<u>「鉄道の日」実行委員会</u>	<u>日本鉄道賞</u>	<u>新横浜線開業！つながる！相鉄線・東急線～総延長約250kmにおよぶ広域鉄道ネットワークの形成～</u>
		<u>鉄道建築協会</u>	<u>協会賞作品部門（入選）</u>	<u>相鉄・東急直通線 新横浜駅</u>
(略)				

(4) 特許権等

令和6年2月9日現在、当機構名で登録している特許権の件数並びに当機構名で出願中の特許権の件数は、次の通りです。

区 分	登録	出願中
特 許 権	63	7

(5) 海外技術協力

①当機構の海外技術協力は、青函トンネルや上越・北陸・東北・九州・北海道新幹線、さらに都市鉄道などの建設工事で培った総合的な技術力と経験を活かし、国等の要請に基づいて職員を専門家として海外に派遣する一方、外国人研修生を受け入れるなど、積極的に技術協力を行っております。

令和4年度までに技術協力を行った国及び地域は71に及び、延べ2,296人の専門家を派遣しております。その協力内容は、鉄道新線建設や改良工事における事業可能性調査、建設計画、設計、施工等の多くの分野に渡っております。

②近年実施した主な技術協力

国・地域名	プロジェクト案件名
ヨーロッパ	
スイス・ドイツ	地下トンネル施設の設計・準備への助言・指導
スウェーデン	スウェーデン高速鉄道計画、スウェーデン高速鉄道におけるスラブ軌道適用可能性調査、スウェーデン交通インフラ整備計画に対する本邦企業等の参画可能性及び参画方法に係る調査
アフリカ	

国・地域名		プロジェクト案件名
	エジプト	鉄道セクターにおける有償資金協力業務関連成果物に対するブルーフェンジンギアリング
アジア		
	中国	中国高速鉄道スラブ軌道技術移転
	台湾	台湾高速鉄道延伸計画に関する調査
	韓国	韓国高速鉄道京江線道現地調査
	フィリピン	鉄道計画・運営・管理
	フィリピン・ミャンマー	鉄道分野におけるブルーフェンジンギアリング（マニラ首都圏地下鉄事業フェーズ1、ヤンゴン・マンダレー鉄道整備事業フェーズ1橋梁詳細設計調査）
	インドネシア	ジャワ北幹線鉄道に関する日本・インドネシア政府間協議、ジャワ島北幹線鉄道的高速化計画、ジャワ北幹線鉄道準高速化事業準備調査
	マレーシア	マレーシア高速鉄道計画調査、マレーシアの都市間鉄道の実態に係る調査、マレーシア・シンガポール高速鉄道事業における事業費縮減検討調査
	タイ	バンコク首都圏鉄道高架化計画調査、バンコク・チェンマイ間高速鉄道計画における事業費縮減等の検討調査、円借款案件レッドライン中間管理ミッション
	インド	インド高速鉄道開発プロジェクト、インド高速鉄道計画合同ミッション、高速鉄道に係るインド国内工場調査、高速鉄道に係る制度整備支援プロジェクト、インド高速鉄道建設事業現地調査、インド高速鉄道建設事業詳細設計調査、インド高速鉄道詳細設計運営指導、インド高速鉄道公社組織体制・運営能力強化、鋼鉄道橋のMII（Make in India）の可能性評価調査、高架橋桁クラックに関する現地調査、インド高速鉄道公社との技術的課題協議・教育訓練実施事前調査、インド建設企業・インド高速鉄道公社の人材育成に関する調査、インド高速鉄道事業軌道工事に係る技術研修教材作成業務、インド高速鉄道事業軌道工事に係る施工監理技術者研修、インド高速鉄道事業における教育訓練・認証事業に係る技術協力
	ベトナム	南北高速鉄道建設計画、ホーチミン市都市鉄道事業（1号線）
	ミャンマー	ヤンゴン環状鉄道改修事業
	スリランカ	コロンボ都市交通システム整備事業
	クウェート	コストシェア技術協力（クウェートメトロ）
	トルクメニスタン	鉄道近代化事業（高速化、電化等）に係る調査

第3 設備の状況

3. 設備の新設、除却等の計画

（国鉄清算業務関係）

特例業務勘定において実施する業務は、国鉄清算業務であり限定的な業務であることから、事業用の宿舍等の不動産は保有していません。

また、令和5年度以降においても新たな設備投資の支出計画はありません。

以上の業務を除き、記載すべき重要な事項はありません。

第4 法人の状況

2. 役員の状況（令和6年2月9日現在）

役職名	氏 名	任 期	略 歴
理事長	藤 田 耕 三	自 <u>令和5年4月1日</u> 至 <u>令和10年3月31日</u>	昭和57年4月運輸省入省 令和元年7月国土交通事務次官 令和2年11月損害保険ジャパン（株）顧問
副理事長	木 村 典 央	(<u>令和5年7月4日</u>) 自 <u>令和5年10月1日</u> 至 <u>令和9年9月30日</u>	平成3年4月運輸省入省 令和3年7月国土交通省大臣官房審議官（併）観光庁（併） 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 令和4年6月国土交通省大臣官房審議官（公共交通・物流政策担当）
理事長代理	平 野 邦 彦	(<u>令和3年4月1日</u>) 自 <u>令和5年10月1日</u> 至 <u>令和7年9月30日</u>	昭和55年4月日本国有鉄道入社 平成28年6月東日本旅客鉄道(株)常務執行役員総合企画本部 副本部長、品川開発担当、地方創生担当 平成30年6月(株)鉄道会館代表取締役社長
理 事	三 宅 正 寿	自 <u>令和5年10月1日</u> 至 <u>令和7年9月30日</u>	平成5年4月運輸省入省 令和元年7月成田国際空港(株)執行役員管理部門総務人事 部長 令和3年7月国土交通省国際統括官付国際交通特別交渉官
理 事	米 田 純 一	(<u>令和3年10月1日</u>) 自 <u>令和5年10月1日</u> 至 <u>令和7年9月30日</u>	昭和60年4月中央信託銀行(株)入社 平成25年4月三井住友トラストビジネスサービス(株)常務執行役員 平成31年4月三井住友トラスト総合サービス(株)取締役社長
理 事 (非常勤)	浅 川 章 子	自 <u>令和5年10月1日</u> 至 <u>令和7年9月30日</u>	昭和59年4月欧州エキスプレス(株)入社 平成21年11月香港上海銀行・HSBC証券(株)マーケティング業務部(銀証兼業部門)シニアバイスプレジデントオペレーション責任者兼クロスプロダクト担当 平成29年8月香港上海銀行・HSBC証券(株)マーケティング業務部(銀証兼業部門)シニアバイスプレジデントオペレーション責任者
理 事	千 葉 敬 介	自 <u>令和5年10月1日</u> 至 <u>令和7年9月30日</u>	昭和60年4月(株)日本興業銀行入行 平成25年6月(株)日本政策投資銀行金融法人部長 平成28年7月鉄道・運輸機構参与
理 事	有 働 隆 登	自 <u>令和5年10月1日</u> 至 <u>令和7年9月30日</u>	昭和62年4月安田火災海上保険(株)入社 令和2年4月SOMPOホールディングス(株)執行役内部 監査部長 令和4年4月SOMPOホールディングス(株)顧問
理 事	長 谷 川 雅 彦	(<u>令和3年4月1日</u>) 自 <u>令和5年4月1日</u> 至 <u>令和7年3月31日</u>	平成元年4月日本鉄道建設公団入社 平成29年4月鉄道・運輸機構北海道新幹線建設局長 平成30年4月鉄道・運輸機構事業監理部長
理 事	江 口 秀 二	自 <u>令和5年4月1日</u> 至 <u>令和7年3月31日</u>	昭和62年4月運輸省入省 平成29年7月国土交通省大臣官房技術審議官（鉄道局担当） 令和4年7月（一財）運輸総合研究所主席研究員 会長技術補佐
監 事	吉 丸 泰 史	自 <u>令和5年10月1日</u> 至 <u>令和9事業年度の 財務諸表承認日</u>	昭和58年4月(株)日立物流入社 平成27年4月(株)日立物流監査室長 令和3年10月鉄道・運輸機構理事
監 事	伊 藤 隆 行	自 <u>令和5年8月1日</u> 至 <u>令和9事業年度の 財務諸表承認日</u>	平成5年4月警察庁入庁 令和4年3月山梨県警察本部長 令和5年7月警察庁長官官房付

監 事	高 橋 謙	自 令和5年8月1日 至 令和9事業年度の 財務諸表承認日	平成元年3月(株)住友銀行入行 令和3年4月(株)三井住友銀行グローバル・アドバイザリー部 部長 令和5年4月(株)三井住友銀行グローバル・アドバイザリー 部部付部長
-----	-------	-------------------------------------	---

第 6 法人の参考情報

鉄道建設・運輸施設整備支援機構 年度計画の予算等(令和5年度)
【建設勘定】

予算		(単位:百万円)		
区 分	整備新幹線事業	民鉄線等事業	その他事業	合 計
収入				
運営費交付金	-	-	10	10
国庫補助金等	45,290	7,424	-	52,714
地方公共団体建設費負担金	45,290	-	-	45,290
地方公共団体建設費補助金	-	7,424	-	7,424
政府出資金	-	-	1,200	1,200
借入金等	-	61,173	11,227	72,400
財政融資資金借入金	-	5,700	-	5,700
民間借入金	-	10,473	3,227	13,700
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	-	45,000	8,000	53,000
業務収入	102,710	89,671	32,738	225,118
受託収入	-	-	36,831	36,831
業務外収入	4	1,584	145	1,733
他勘定より受入	80,372	6,750	<u>18,666</u>	<u>105,788</u>
計	228,376	166,602	<u>100,817</u>	<u>495,794</u>
支出				
業務経費				
鉄道建設業務関係経費	212,151	8,135	<u>20,828</u>	<u>241,114</u>
受託経費				
鉄道建設業務関係経費	-	-	34,892	34,892
借入金等償還	27,404	104,778	39,021	171,203
支払利息	3,936	5,636	712	10,284
一般管理費	4,351	145	724	5,220
人件費	11,898	396	1,980	14,274
業務外支出	9,108	33,929	3,190	46,227
他勘定へ繰入	75	7,191	-	7,266
計	268,923	160,209	<u>101,347</u>	<u>530,479</u>

[人件費の見積もり] 11,142百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。

収支計画		(単位:百万円)		
区 分	整備新幹線事業	民鉄線等事業	その他事業	合 計
費用の部	243,626	914,334	56,067	1,214,028
経常費用	243,279	908,311	55,116	1,206,706
鉄道建設業務費	240,823	908,036	54,150	1,203,009
受託経費	1,564	45	659	2,269
一般管理費	818	211	287	1,316
減価償却費	75	18	19	113
財務費用	343	6,021	718	7,082
雑損	4	2	234	240
収益の部	243,626	910,159	55,919	1,209,704
運営費交付金収益	-	-	10	10
鉄道建設業務収入	91,160	901,259	45,663	1,038,082
鉄道建設事業費利子補給金収入	-	14	-	14
受託収入	1,564	45	659	2,269
資産見返負債戻入	150,899	8,766	9,442	169,107
資産見返補助金等戻入	146,555	8,759	1,058	156,373
その他	4,344	7	8,383	12,734
財務収益	0	0	-	0
雑益	4	74	145	222
純利益	-	△ 4,175	△ 149	△ 4,324
目的積立金取崩額	-	-	-	-
総利益	-	△ 4,175	△ 149	△ 4,324

資金計画		(単位:百万円)		
区 分	整備新幹線事業	民鉄線等事業	その他事業	合 計
資金支出	720,313	198,104	<u>122,599</u>	<u>1,041,016</u>
業務活動による支出	240,920	48,221	<u>62,151</u>	<u>351,292</u>
投資活動による支出	-	-	76	76
財務活動による支出	27,404	111,968	39,021	178,393
翌年度への繰越金	451,989	37,915	21,351	511,255
資金収入	720,313	198,104	<u>122,599</u>	<u>1,041,016</u>
業務活動による収入	228,372	105,426	<u>88,390</u>	<u>422,188</u>
受託収入	-	-	36,831	36,831
その他の収入	228,372	105,426	<u>51,559</u>	<u>385,357</u>
投資活動による収入	4	2	-	6
財務活動による収入	-	61,173	12,427	73,600
前年度よりの繰越金	491,937	31,503	21,782	545,222

(注2)単位未満四捨五入のため、合計額は一致しないことがある**20**

鉄道建設・運輸施設整備支援機構 年度計画の予算等(令和5年度)
【海事勘定】

予算		(単位:百万円)
区 分	金 額	
収入		
借入金等	29,200	
財政融資資金借入金	22,200	
民間借入金	7,000	
業務収入	29,166	
業務外収入	59	
計	58,425	
支出		
業務経費		
海事業務関係経費	32,456	
借入金等償還	24,869	
支払利息	475	
一般管理費	229	
人件費	816	
業務外支出	95	
計	58,941	

[人件費の見積もり] 653百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。

収支計画		(単位:百万円)
区 分	金 額	
費用の部	25,239	
経常費用	24,649	
海事業務費	23,531	
一般管理費	1,115	
減価償却費	2	
財務費用	590	
収益の部	25,608	
海事業務収入	25,196	
資産見返負債戻入		
資産見返補助金等戻入	0	
財務収益	0	
雑益	412	
純利益	369	
目的積立金取崩額	-	
総利益	369	

資金計画		(単位:百万円)
区 分	金 額	
資金支出	62,681	
業務活動による支出	2,286	
投資活動による支出	31,842	
財務活動による支出	24,869	
翌年度への繰越金	3,684	
資金収入	62,681	
業務活動による収入	26,077	
投資活動による収入	3,706	
財務活動による収入	29,200	
前年度よりの繰越金	3,699	

(注)単位未満四捨五入のため、合計額は一致しないことがある。

鉄道建設・運輸施設整備支援機構 年度計画の予算等(令和5年度)
【地域公共交通等勘定】

予算		(単位:百万円)
区 分	金 額	
収入		
運営費交付金	105	
政府出資金	-	
借入金等		
財政融資資金借入金	36,400	
業務収入	4,428	
業務外収入	2	
他勘定より受入	72	
計	41,007	
支出		
業務経費		
地域公共交通等業務関係経費	36,491	
借入金等償還	727	
支払利息	3,568	
一般管理費	45	
人件費	163	
業務外支出	12	
計	41,007	

[人件費の見積もり] 132百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

収支計画

区 分	金 額
費用の部	3,878
経常費用	229
地域公共交通等業務費	17
一般管理費	211
減価償却費	0
財務費用	3,650
収益の部	3,878
運営費交付金収益	101
地域公共交通等業務収入	3,770
賞与引当金見返に係る収益	4
退職給付引当金見返に係る収益	0
資産見返負債戻入	0
資産見返運営費交付金戻入	0
資産見返補助金等戻入	0
雑益	2
純利益	△ 0
目的積立金取崩額	0
総利益	-

資金計画

区 分	金 額
資金支出	41,041
業務活動による支出	40,280
投資活動による支出	1
財務活動による支出	727
翌年度への繰越金	33
資金収入	41,041
業務活動による収入	4,608
運営費交付金による収入	105
その他の収入	4,503
財務活動による収入	36,400
前年度よりの繰越金	33

(注)単位未満四捨五入のため、合計額は一致しないことがある。

鉄道建設・運輸施設整備支援機構 年度計画の予算等(令和5年度)
【助成勘定】

予算		(単位: 百万円)				
区 分	鉄道助成業務	中央新幹線建設 資金貸付等業務	債務償還業務	勘定 共通	セグメント間相殺	合 計
収入						
運営費交付金	-	-	-	203	-	203
国庫補助金等	102,452	-	-	-	-	102,452
国庫補助金	102,438	-	-	-	-	102,438
政府補給金	14	-	-	-	-	14
借入金等						
民間借入金	-	-	40,000	-	-	40,000
業務収入	-	25,750	72,431	163	-	98,345
業務外収入	1	-	-	-	-	1
他勘定より受入	7,194	-	-	-	-	7,194
他経理より受入	-	-	7,190	-	△ 7,190	-
計	109,646	25,750	119,621	366	△ 7,190	248,193
支出						
業務経費						
鉄道助成業務関係経費	12,863	-	-	6	-	12,870
支払利息	-	25,750	20,369	-	-	46,119
一般管理費	-	-	-	113	-	113
人件費	-	-	-	231	-	231
業務外支出	5	-	-	15	-	20
他勘定へ繰入	89,588	-	99,252	-	-	188,840
他経理へ繰入	7,190	-	-	-	△ 7,190	-
計	109,646	25,750	119,621	366	△ 7,190	248,193

〔人件費の見積もり〕 195百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。

収支計画							(単位: 百万円)
区 分	鉄道助成業務	中央新幹線建設 資金貸付等業務	債務償還業務	勘定共通	セグメント間相殺	合 計	
費用の部	102,457	25,776	974,333	352	-	1,102,918	
経常費用	102,452	-	929,642	352	-	1,032,446	
鉄道助成業務費	102,452	-	929,642	-	-	1,032,094	
一般管理費	-	-	-	351	-	351	
減価償却費	-	-	-	2	-	2	
財務費用	-	25,776	44,691	-	-	70,467	
雑損	5	-	-	-	-	5	
収益の部	102,457	25,776	990,345	357	-	1,118,935	
運営費交付金収益	-	-	-	189	-	189	
鉄道助成業務収入	-	25,776	990,345	148	-	1,016,269	
補助金等収益	102,452	-	-	-	-	102,452	
賞与引当金見返に係る収益	-	-	-	17	-	17	
退職給付引当金見返に係る収益	-	-	-	2	-	2	
前払年金費用見返に係る収益	-	-	-	-	-	-	
資産見返負債戻入	-	-	-	1	-	1	
資産見返運営費交付金戻入	-	-	-	1	-	1	
資産見返補助金等戻入	-	-	-	0	-	0	
雑益	5	-	-	-	-	5	
純利益	-	-	16,012	5	-	16,017	
目的積立金取崩額	-	-	-	3	-	3	
総利益	-	-	16,012	8	-	16,020	

資金計画		(単位: 百万円)					
区 分	鉄道助成業務	中央新幹線建設 資金貸付等業務	債務償還業務	勘定共通	セグメント間相殺	合 計	
資金支出	109,646	25,750	119,622	702	△7,190	248,531	
業務活動による支出	109,646	25,750	44,691	565	△7,190	173,462	
投資活動による支出	-	-	-	2	-	2	
財務活動による支出	-	-	74,930	-	-	74,930	
翌年度への繰越金	-	-	1	135	-	136	
資金収入	109,646	25,750	119,622	702	△7,190	248,531	
業務活動による収入	109,646	25,750	79,621	367	△7,190	208,195	
運営費交付金による収入	-	-	-	203	-	203	
補助金等による収入	102,452	-	-	-	-	102,452	
その他の収入	7,195	25,750	79,621	165	△7,190	105,541	
財務活動による収入	-	-	40,000	-	-	40,000	
前年度よりの繰越金	-	-	1	335	-	335	

(注)単位未満四捨五入のため、合計額は一致しないことがある。

鉄道建設・運輸施設整備支援機構 年度計画の予算等(令和5年度)
【特例業務勘定】

予算		(単位:百万円)
区 分	金 額	
収入		
業務収入	4,879	
業務外収入	18	
他勘定より受入	99,252	
計	104,149	
支出		
業務経費		
特例業務関係経費	86,430	
借入金等償還	22,000	
支払利息	9,258	
一般管理費	922	
人件費	543	
業務外支出	1	
他勘定へ繰入	16,200	
計	135,354	

[人件費の見積もり] 438百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。

収支計画		(単位:百万円)
区 分	金 額	
費用の部	54,988	
経常費用	45,729	
特例業務費	44,351	
一般管理費	1,354	
減価償却費	24	
財務費用	9,259	
収益の部	24,340	
特例業務収入	-	
財務収益	24,335	
雑益	4	
純利益	△ 30,648	
目的積立金取崩額	-	
総利益	△ 30,648	

資金計画		(単位:百万円)
区 分	金 額	
資金支出	137,460	
業務活動による支出	113,340	
投資活動による支出	14	
財務活動による支出	22,000	
翌年度への繰越金	2,106	
資金収入	137,460	
業務活動による収入	29,219	
投資活動による収入	82,930	
前年度よりの繰越金	25,311	

(注) 単位未満四捨五入のため、合計額は一致しないことがある。

3. 参照書類を縦覧に供している場所

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

(横浜市中区本町六丁目 50 番地 1 横浜アイランドタワー)

なお、当機構ホームページ(<https://www.jr-tt.go.jp/>)にも掲載しています。